

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（議員報酬）</p> <p>第二条 議会の議長、副議長、港区議会委員会条例（昭和五十八年港区条例第一号）第一条、第三条の二及び第四条の委員会の委員長、同副委員長（以下「委員長」「副委員長」という。）並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 長 月額 九一九、六〇〇円</p> <p>副議長 長 月額 七九四、九〇〇円</p> <p>委員長 長 月額 六六二、一〇〇円</p> <p>副委員長 長 月額 六三四、五〇〇円</p> <p>議員 月額 六二二、三〇〇円</p> <p>（中略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定す</p>	<p>（前略）</p> <p>（議員報酬）</p> <p>第二条 議会の議長、副議長、港区議会委員会条例（昭和五十八年港区条例第一号）第一条、第三条の二及び第四条の委員会の委員長、同副委員長（以下「委員長」「副委員長」という。）並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 長 月額 九一一、四〇〇円</p> <p>副議長 長 月額 七八七、八〇〇円</p> <p>委員長 長 月額 六五六、二〇〇円</p> <p>副委員長 長 月額 六二八、八〇〇円</p> <p>議員 月額 六一六、七〇〇円</p> <p>（中略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定す</p>

る者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百二十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月未満	百分の三十

3・4 (略)

(後略)

付 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条の規定及び次項から付則第五項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第八条第二項の改正規定を除く。)による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 前項の規定は、第一条の規定の施行の際現に議長、副議長、委員長、副委員長又は議員の職にない者については、適用しない。

る者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月未満	百分の三十

3・4 (略)

(後略)

4| 第一条の規定（第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（議員報酬等の内払）

5| 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案

改正前

（前略）

（前略）

（期末手当）

（期末手当）

第八条（略）

第八条（略）

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百二十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月未満	百分の三十

在職期間	割合
六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月未満	百分の三十

3・4（略）

3・4（略）

（後略）

（後略）

付 則

(施行期日等)

- 1| この条例中第一条の規定及び次項から付則第五項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。
- 2| 第一条の規定(第八条第二項の改正規定を除く。)による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3| 前項の規定は、第一条の規定の施行の際現に議長、副議長、委員長、副委員長又は議員の職にない者については、適用しない。
- 4| 第一条の規定(第八条第二項の改正規定に限る。)による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(議員報酬等の内払)

- 5| 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。